

「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画（素案）」に関するパブリックコメント 提出意見及び本市の考え方

①計画の内容に反映するもの

ご意見を踏まえ、計画内容に修正や追記を行います。

大分類	小分類	意見別 No.	意見内容	本市の考え方
計画の文章に関する こと	子ども・子育て支 援事業計画体系図	1	P14 (任意的記載事項等) は記載不要	P14 次のとおり、文章を修正することとします。 (修正前) その他の取組 (任意記載事項等) (修正案) その他の取組
計画の文章に関する こと	子どもに関する専 門的な知識及び技 術を要する支援に 関する兵庫県が行 う施策との連携	2	P61 障害児対策のところ、保育所の取組、こども園・幼稚園の取組ともに公立の 内容が多く、認可施設の内容が少なく、偏りを感じる。また、就学にあたって の夏季就学相談などの取組に関しても、保育所においても支援している内容 であるが、この書き方では、公立の方が手厚いように感じる。	P61 次のとおり、項目を統合させ、文章を別紙のとおり修正することとします。 (修正前) ②保育所等での取組 ③認定こども園及び幼稚園での取組 (修正案) ②認定こども園及び幼稚園、保育所等での取組 ④～⑦を③～⑥に繰上げ

大分類	小分類	意見別 No.	意見内容	本市の考え方
教育・保育に関する こと	教育・保育の質の 向上	3	P50 加古川市の保育ニーズについて補完的役割を担っている認可外保育施設について、立ち入り権限を有する県との情報交換等密なる連携、市主催研修への参加呼びかけ等保育の質の向上を図るための方策を記載すべきである。	P51 認可外保育施設への市主催研修への参加呼びかけ等については、次のとおり、文章を修正することとします。 (修正前) 引き続きこのような研修や指導・助言の実施に取り組むとともに、公立・私立一様に研究会への参加を推進していきます。 (修正案) 引き続きこのような研修や指導・助言の実施に取り組むとともに、認可外保育施設も含め、公立・私立一様に研修・研究会への参加を推進していきます。  なお、認可外保育施設における兵庫県との情報交換等の連携については、P53「7子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」において、認可外保育施設を含む特定子ども・子育て支援施設等の確認・指導監督等について、兵庫県との連携や情報共有を図ることを記載しています。
地域子ども・子育て支援事業に関する こと	地域子ども・子育て支援事業に関する 量の見込みと確保方策	4	P29 現状と量の見込み、確保方策を記載しているが、「現状に対する分析」と「今後の推進方策」を記載すべきではないのか。	P27以降 地域子ども・子育て支援事業の一部について、事業の現状や今後の方向性に関する文章を修正することとします。 (No.5、6、7のとおり)
地域子ども・子育て支援事業に関する こと	利用者支援事業 (保育コンシェルジュ)	5	P29 相談件数の減少の要因分析及びそれを踏まえた今後の展開方策を記載すべきではないのか。	P77 次のとおり、文章を修正することとします。 (修正前) 特定型の保育コンシェルジュの相談件数の推移をみると、平成28年度をピークに減少傾向にあります。 (修正案) 特定型の保育コンシェルジュの相談件数の推移をみると、新制度のスタートから5年が経過し、制度内容が広く周知されたことにより、平成28年度をピークに減少傾向にあります。

大分類	小分類	意見別 No.	意見内容	本市の考え方
地域子ども・子育て支援事業に関する こと	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	6	P31 休日や長期休業中の取り組みをなぜ記載しないのですか	P31 次のとおり、文章を修正することとします。 （修正前） 全小学校区（28小学校区）、78クラブにおいて実施 （修正案） 全小学校区（28小学校区）、80クラブ（公立：78クラブ、民間：2クラブ） において、放課後及び土曜日に小学校敷地内のプレハブ教室などを活用して実施 （令和元年度より夏休み期間のみの利用も可能）
地域子ども・子育て支援事業に関する こと	乳児家庭全戸訪問事業	7	P46 30年度には訪問で確認できなかった児童が48人存在する。この事業の眼目は、たんに「訪問による子育て相談や必要な情報提供」にとどまることなく、当該児童が健全に養育されているかどうかを視認することであるはず。今後の推進方策として、面会できなかった児童、保護者への対応策を記載すべきではないのか。	P28 表中の乳児家庭全戸訪問事業の事業の方向性に、次の文章を追記することとします。 （追記する文章） ○全家庭の状況把握に向けた継続訪問等の実施  P46 「⑤乳児家庭全戸訪問事業（母子訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の現状に、次の文章を追記することとします。 ○（1行目に○を追加） ○全家庭の状況把握に向けた継続訪問等の実施  P78 「（6）乳児家庭全戸訪問事業（母子訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）」について、次のとおり、文章を修正することとします。 （修正前） また、未訪問家庭に対しては、引き続き4か月児健診の受診確認等により状況の把握に努めています。 （修正案） また、面接ができていない家庭に対しては、引き続き4か月児健診の受診確認や訪問等を実施することにより、全家庭の状況を把握しています。

②計画の内容に反映しないもの

計画内容には反映しませんが、新制度及び計画に関する貴重なご意見として、今後の検討課題・参考とさせていただきます。

大分類	小分類	意見別 No.	意見内容	本市の考え方
計画の文章に関すること	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携	8	P55 この章では加古川市独自の事業も多く含まれているので、見出しにことさら「県との連携」と記載せずともいいのではないのか。	P55 国の基本指針における、任意記載事項の項目として、「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項」を記載することとなっています。
計画の文章に関すること	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携	9	P55、P59 児童虐待防止対策の充実について、障害児施策等も同様であるが、現状（の取り組み）－課題－今後の推進方策（一県との連携）と整理して記載する方がわかりやすい。例えば、P57の「子ども家庭総合支援拠点の整備」など、文中に埋没してしまっている。	P55では「児童虐待防止対策の充実」、P59では「障がい児施策の充実」について、兵庫県が行う施策との連携に関する内容を、市や県、各関係機関で実施する取組がわかるよう、実施機関や事業ごとに現状や課題、今後の方向性を整理・記載しています。
計画の文章に関すること	参考資料	10	こども療育センターの利用状況、障害児保育補助等参考資料に記載すべきである。	参考資料には、「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」に関する利用状況や実績等を記載することとしており、こども療育センターや障がい児保育の実施に係る補助等の個別の利用状況等については、記載していません。
計画の文章に関すること	参考資料	11	利用状況、利用実績として第1期計画期間中の状況を記載しているが、当該計画の達成状況等分析と評価の視点を加えて記載すべきである。そうでないと、第2期計画との連続性が明らかとならない。その意味からも、この部分は本資料に移行すべきである。	第二期計画の量の見込みや確保方策については、子育て支援に関するアンケート調査などにに基づき、策定することとなります。また、第一期計画の評価については、毎年度、子ども・子育て会議において実績を報告し、点検・評価を行っていただいております。その内容を計画の一部として、参考資料という形で記載しています。

大分類	小分類	意見別 No.	意見内容	本市の考え方
事業計画全体に関すること	アンケート調査	12	次期計画策定時には、「こどもの視点」から施策立案する観点から、この計画の当事者でもある18歳までの子どもに対してもアンケートを実施していただきたい。	アンケート調査は、国の基本指針や第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等の考え方（手引き）に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計することを目的として、その当事者である小学校就学前の子どもの保護者等を対象に実施しています。 なお、18歳までの子どもを対象としたアンケートの実施については、貴重なご意見として参考とさせていただきます。
教育・保育に関すること	地域型保育事業所	13	公立幼稚園での3歳児受け入れは良いと思いますが、地域型保育事業所も園庭がなかったり、給食が外部搬入で良いなど、保育の質の保障という点では十分ではないと思います。	地域型保育事業については、国の基準に従い本市が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、認可審査を行うとともに、毎年度、全事業所を対象とした指導監査等を実施することにより、保育の質を確保しています。
教育・保育に関すること	公立保育所	14	現在の加古川市の公立保育園は開所時間も他の民間認可園よりも短く、そのあたりも他の認可園と同等にするなどの考慮も必要ではないでしょうか。	公立園では、現在の職員数における各園ごとの人員配置に基づき、可能な範囲で保育を提供しています。 公立園の開所時間の延長については、職員の雇用などにも影響を及ぼしますので、今後の検討課題とさせていただきます。

大分類	小分類	意見別 No.	意見内容	本市の考え方
教育・保育に関する こと	公立幼稚園	15	<p>公立幼稚園の各年度5月1日現在の入園状況を見ると、H27：1481→H28:1378→H29:1276→H30：1092→R1:907と大きく減少傾向にある。（公立のこども園を含む。）また、R1の定員充足率を見ると、4歳児で46.6%、5歳児で44.2%、合計で45.2%と半数を割り込んでいる状態にある。（公立のこども園を除く。）私立幼稚園と異なり、芸術や英語といった特色ある幼児教育を実施することは困難であり、かつ、全就業世帯のうち63%が共働き世帯（2016労働力調査）であり、核家族化の進行も相俟って保護者のニーズにそぐわなくなってきているのはアンケート結果からも明らかであり、公立幼稚園の役割は終焉したといえるのではないかと。早い段階で認定こども園化を図らないと、「教育過剰・保育不足」の状況の改善が見込まれず、併せて人材と経費の浪費になりかねない。「公立幼稚園での3歳児受け入れ.....の検討」とあるが、認定こども園化と一体的に検討しないと、（4、5歳児の公立幼稚園の利用状況からして、教育標準時間で対応できる家庭が少ないと見込まれることから）定数割れによる新たな課題を抱え込むことになるだけではないのか。</p>	<p>平成30年12月に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」結果を見ると、幼稚園に対する一定の利用ニーズが認められるほか、公立幼稚園における3年保育の実施については、地域や保護者からの期待も大きいものがあります。</p> <p>このようなことから、幼児教育・保育の無償化の影響や、今後の就学前児童数の推移、保護者のニーズの変化、教育・保育施設の整備状況など、様々な状況を勘案しながら、公立幼稚園での3歳児の受け入れについて検討する必要があると考えています。</p> <p>また、公立園の認定こども園化等の今後の在り方についても、各園の利用状況や立地条件等を踏まえ、引き続き検討を進めます。</p>
教育・保育に関する こと	教育・保育の質の 向上	16	<p>支援事業計画には「保育や就学前教育の質の向上を目指し、研修を行う」と記載がありますが、具体的にはどのような研修が行われているのでしょうか。実施された研修の内容、参加した保育園の名称を市のホームページ等で公開していただきたいです。</p>	<p>P50「（2）就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取組」に記載のとおり、「就学前教育・保育合同研修」や「保育士等キャリアアップ研修」などがあります。</p> <p>例えば、「保育士等キャリアアップ研修」は、保育所等の中堅職員を対象として、「乳児保育」と「幼児教育」の二つの分野において実施しています。また、当該研修は、兵庫県の指定を受けた指定研修であり、詳細は兵庫県のホームページ（兵庫県保育士等キャリアアップ研修（指定研修）について）に掲載されています。</p> <p>これらの研修は、全施設を対象としているため、参加施設名の公開までは考えていません。</p> <p>また、国の保育所保育指針等に基づき、各施設において研修計画を作成し、実施することにより、保育士等の質の向上を図っています。</p>

大分類	小分類	意見別 No.	意見内容	本市の考え方
地域子ども・子育て支援事業に関する こと	一時預かり事業	17	P47 R2の量の見込みがH30の実績の1.8倍と見込むほどに伸びるのであれば、公立幼稚園の受け入れ定員を6人から8人～10人にすれば不足は解消するのではないのか。(漫然と「不足です」と記載するのではなく、その解消方を記載すべき。この表だと、何の対策も取らず、児童減を座して待つだけとしかみえない)	P47 公立幼稚園における一時預かり事業については、預かり理由を限定しており、利用者が非常に少ないため、今後、利用ニーズに応じた基準の見直しを検討する必要があります。しかし、園の小規模化が進む中で、現在の実施体制を充実させ、直ちに拡充することは困難な状況であることから、令和5年度を目途に提供体制を確保したいと考えています。
地域子ども・子育て支援事業に関する こと	一時預かり事業	18	支援事業計画(素案)の内容とは、少し外れるかもしれないが、先日新聞にも出ていた公立幼稚園の3歳児の受け入れに関し、3歳児の受け入れはやむを得ないことと思いますが、仕事を持つ保護者が幼稚園での教育を望むから預かり保育をとっているのはどうかと思う。幼稚園と保育所の線引きは必要と思う	幼稚園における一時預かり事業は、幼児教育・保育の無償化の対象事業とされており、その重要性は増している中で、今後も継続して実施していく必要があります。公立幼稚園における預かり保育の実施時間等については、現在も保育所とは一定の線引きを図っていますが、今後、利用ニーズに応じた基準の見直しを検討する際の貴重なご意見として、参考とさせていただきます。
地域子ども・子育て支援事業に関する こと	病児・病後児保育 事業	19	P48 困難性はあるが、解消方を記載すべき。R2～R4は当面の対策として公立で開設すべきではないのか	P48 公立での病児保育室の早期開設については、その専門性、ノウハウ、人員確保、実施場所など様々な課題があり困難ではありますが、現在、既存施設に対して、定員増に向けた支援を行うことにより、受け皿の拡充を図っています。また、保育施設の在園児を対象とした病児保育については、国・県補助金を活用した認可法人保育所等への支援を行うことで、必要な提供体制を確保していきたいと考えています。
子ども・子育て支援施策の推進体制 に関する こと	推進体制の整備	20	P66 全庁をあげて子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するためには、市長をトップとする「子ども・子育て支援推進本部」を設置すべきである。そのほうが担当課も各事業課との緊密な連携を図りやすいのではないのか。	P66 本市では、新制度に関係する庁内各課の事業担当者を構成員とする会議体制を設置しており、当該会議において各課所管事業の連絡・調整等、円滑な連携が図られています。
その他	こども食堂	21	記載すべき	本市では、今後、子どもの貧困対策に関する法律に基づき、貧困対策にかかる計画の策定を予定しており、こども食堂については当該計画への記載を検討しています。

③計画に記載済みのもの

ご意見の内容については計画に記載しており、計画に沿ってしっかりと取り組んでいきます。

大分類	小分類	意見別 No.	意見内容	本市の考え方
教育・保育に関する こと	提供体制（確保方 策）	22	<p>教育・保育の確保方策について、既存施設の活用を推進するとありますが、定員超過による詰込みを市が推進するのは、こどもの保育の質の保障からは逆行する方向だと思います。本来は公立園の新設で待機児童を解消するのが最善だと思いますが、場所や予算など難しい面もあると思います。しかし次の段階としては、定員超過で受け入れを推進するのはまず公立園ではないでしょうか。現在は定員超過受け入れを担っているのはどちらかと言えば、民間認可園の割合の方が高いと感じています。人的環境や敷地面積や建物面積に余裕がある公立園が調整弁になり、すべての子どもに平等に保育の質を保障しながら待機児童の解消を推進してほしいと思います。</p>	<p>本市では、P20「（２）教育・保育にかかる確保方策の方向性」のとおり、保育の量の見込みに対する提供体制の確保方策として、公立園を含めた既存施設を活用し、令和２年度末までに必要な体制を整備することとしています。そのため、公立園における定員を超過する子どもの受け入れについては、保護者からの入所希望にそえるよう、人員配置や面積基準など、国の基準を満たした定員の弾力運用により対応するとともに、恒常的に同運用によって子どもを受け入れていただいている私立施設に対しては、定員の見直し等の協力を求めながら提供体制の確保に努めていきたいと考えています。ただし、これらの対応により提供体制が確保できない場合は、地域型保育事業所の新設による確保を検討します。</p>
教育・保育に関する こと	教育・保育の質の 向上	23	<p>P50 第2期子ども・子育て支援事業計画策定指針において、質の向上に向けた取組として、「幼児教育アドバイザー」の配置及び「幼児教育センター」の設置が掲げられているが、加古川市としての方針は如何なのか。</p>	<p>国の基本指針においては、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育の専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置、都道府県は幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育の専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めることとされています。</p> <p>本市では、P50「（２）就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取組」において、「幼児教育アドバイザー」と同等の役割を担う者として、教育・保育施設にて園長の経験があり、専門的な知識を有する相談担当を配置しており、定期的に施設・事業所を訪問し、指導・助言等を行っていることを記載しています。</p> <p>なお、「幼児教育センター」の設置については、前述のとおり兵庫県における取組となっています。</p>



大分類	小分類	意見別 No.	意見内容	本市の考え方
教育・保育に関する こと	教育・保育の質の 向上	24	保育の質の向上については、非常に重要だと思えます。幼児期の体験は貴重なものであり、通園する保育園によって子どもの将来が左右されると言っても過言ではないと思っています。加古川市にあるすべての保育園が質の高い保育を行えるようになってほしいです。「質の高い保育が提供できる市」として魅力を発信できるようになれば、加古川市に子育て世代が集まるのではないのでしょうか。	P50「(2) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取組」に記載のとおり、しっかりと取組を進めていきます。
地域子ども・子育て 支援事業に関する こと	一時預かり事業	25	子どもの一時預かり(終日)できるところを増やしてほしいです。いくつか保育園にきいてもあいていないことが多くて。	P48「◎その他の一時預かり事業(保育所等)」のとおり、保育所等での一時預かりについては、各年度の量の見込みに対して、提供体制は確保できている状態です。しかし、各施設によって受入体制が異なるため、希望する施設を利用できない場合があります。そのため、希望する保護者が利用できる環境の整備に向けて、引き続き、各施設と調整を図ります。
地域子ども・子育て 支援事業に関する こと	放課後児童健全育 成事業(児童クラ ブ)	26	小学校の子どもがいる保護者からよく聞く話ですが、「公設(市)の児童クラブの質が悪い」ということです。公設児童クラブの質が悪いので、通わせたくないという声も聞きます。児童クラブの支援員の質の向上が必要だと思えます。	P28 元教職員の児童クラブ推進員が各児童クラブを訪問し、支援員・補助員の保育指導を行うとともに、支援員・補助員を対象に研修を実施することにより、更なる質の向上を図っています。
地域子ども・子育て 支援事業に関する こと	放課後児童健全育 成事業(児童クラ ブ)	27	選択肢を増やすため、民間事業者に児童クラブ新設の呼び込みを積極的に行ってほしいです。	P28 民間事業者による事業実施については、各児童クラブの状況を勘案し検討します。

④計画に関する意見ではないもの

計画に関するご意見ではありませんが、市の考え方を回答いたします。

大分類	小分類	意見別 No.	意見内容	本市の考え方
教育・保育に関する こと	教育・保育の質の 向上	28	問題が発生して市から指導を行った場合、指導された保育園の名称と指導内容を市のホームページ等で公開していただきたいです。子どもが通っている保育園に問題が無いか確認するためです。	家庭的保育事業等の指導監査については、本市家庭的保育事業等指導監査実施要綱において、実施結果の概要を市ホームページで公開することとしており、今後、指導内容の重大性等を勘案した公表方法を検討します。また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査については、今後、前述と併せて検討していきます。

## 【別紙（意見別No.2）】

### ②認定こども園及び幼稚園、保育所等での取組

公立・私立の認定こども園及び幼稚園、保育所においては、入級指導や5歳児を対象とした夏季就学相談の開催など、保護者に対するきめ細やかな支援を行うとともに、こども療育センターとの連携や、認・幼・保・小・中連絡会における情報交換などを通じた、小学校への円滑な接続のための連携を図っています。

また、市内の認可法人保育所等に対しては、心身に障がいをもつ子どもが入所している場合、一般健常児とともに集団保育を行うための経費の一部を補助しています。

#### 認可法人保育所等への障がい児保育の実施に係る補助

○重度障がい児（身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳 A、B(1)判定 等） 1 人 72,000 円/月
○軽度障がい児（身体障害者手帳 5・6 級、療育手帳 B(2)判定、発達障がい児 等） 1 人 25,000 円/月

公立の保育所においては、障がい児の受入れに対して職員を加配し、特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制の整備に取り組んでいます。

また、公立の認定こども園及び幼稚園においては、必要に応じて特別支援ルームを設置し、認知面や行動面で困難を抱える子どもなど、障がいや発達に課題がある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育活動を行うとともに、各園の特別支援教育コーディネーターを中心に、園内の全教員の共通理解の下で特別支援教育を推進しており、特別支援教育の実施にあたっては、兵庫県立特別支援教育センターが開催する「特別支援教育コーディネーター研修」への参加を通して、教員の資質向上に努めているところです。

なお、就学前教育・保育において、障がい児を積極的に受け入れていただく環境を整備する観点から、民間施設への支援のあり方については、今後、国・県の動向や本市での利用実態等を見ながら検討していきます。

今後も研修等を通じて教員・保育士の資質や専門性の向上を図るとともに、こども療育センター等の関係機関との連携を密にしながら、就学前から特別な支援が必要な子どもへの支援体制の充実に努めていきます。